

鳥取市大量雇用創出補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市大量雇用創出補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大量雇用 対象労働者を1年間に20人以上新たに雇い入れること
- (2) 情報通信関連指定企業 鳥取市情報通信関連企業立地促進補助金交付要綱（平成15年12月15日制定）第5条第1項により情報通信関連企業立地促進補助金補助対象企業として、市長に指定を受けた企業

(交付目的)

第3条 本補助金は、雇用機会の拡大を図るため、新たに従業員の大量雇用に努めた企業に対し支援することを目的として交付する。

(交付対象事業主の要件)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する事業主（以下「交付対象事業主」という。）とする。

- (1) 雇用保険の適用事業の事業主
- (2) 市内に所在する事業所の事業主
- (3) 情報通信関連指定企業の事業主
- (4) 賃金台帳、労働者名簿、出勤簿、現金出納帳、総勘定元帳等の法定帳簿類等を備え付け、市の要請により提出することができる事業主
- (5) 市税、下水道使用料及び下水道受益者負担金の滞納がない事業主
- (6) 第6条第1項の規定による指定を受けている事業主
- (7) 次に掲げる事業主のいずれにも該当しない事業主

ア 第5条に規定する対象労働者の雇い入れの前日から起算して2年前の日から本補助金の交付決定日までの間において、対象労働者を雇い入れる事業所における事業活動に関し法令に違反する重大な事実（故意又は重大な過失によるものに限る。）がある事業主

イ 特別の法律により特別の設置行為をもって設立された法人（その資本金の全部若しくは大部分が国若しくは地方公共団体からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国並びに地方公共団体からの交付金若しくは補助金によって得ている法人に限る。）である事業主

ウ 第5条に規定する対象労働者の雇い入れの日の前日から起算して1年を経過した日から本補助金の交付決定日までの間において、第5条に規定する対象労働者を雇い入れる事業所で雇用する労働者で雇用保険の被保険者を事業主都合により解雇した事業主（第5条に規定する対象労働者が自己都合により退職した場合は除く。）

（交付対象労働者に係る要件等）

第5条 本補助金の交付の対象となる労働者（以下「対象労働者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （1）1年を超えて交付対象事業主に使用された者
- （2）市内に在住する者
- （3）1年以上の雇用契約（雇用契約の更新を含む。）を結び、かつ、1週間の所定労働時間が20時間以上の者
- （4）指定事業計画の事業開始日から令和8年3月31日までの間に新たに雇い入れた者
- （5）雇用保険の被保険者

2 前項に規定する者のほか、親会社、子会社及び資本関係にある関連会社（100分の20以上の議決権を有する場合に限る。）（以下「関連会社」という。）が雇用した者であって市内に在住するもののうち交付対象事業主の事業所へ移動（出向、派遣等も含む。）した者についても対象労働者に含むものとする。ただし、市内に立地する関連会社が雇用した者については、第5条第1項第4号に掲げる期間内に雇用した者に限る。

3 前項の場合において、関連会社も第6条第1項の指定を受けているときは、当該関連会社の雇用に係る者について、交付対象事業主又は当該関連会社のいずれか一方の対象労働者として申請するものとする。

4 当該年度における対象労働者の数の上限は、交付対象事業主が次の各号のいずれかの時点において使用している市内在住の雇用保険の被保険者の総数（出向者（市外企業へ出向している者を含む。）を含む。以下「市内在住被保険者」という。）のうち多い人数を基準人数として、令和8年3月31日時点で基準人数を上回る市内在住被保険者の人数とする。

- （1）令和7年3月31日
- （2）過去14年間に本補助金の指定申請を受けた年度の3月31日の中で、最も市内在住被保険者数の多い日
- （3）指定申請日（本補助金を初めて申請する事業主に限る。）

5 交付申請時点における対象労働者の数の上限は、前項で適用した基準人数を上回る申請時点で同条第1項から第3項の要件をすべて満たす人数から既に本補助金の対象となった対象労働者数を差し引いた人数とする。

（補助対象事業計画の指定等）

第6条 本補助金の交付を受けようとする者は、本補助金の交付の対象となる事業計画に

ついて、あらかじめ市長の指定を受けなければならない。

- 2 前項の規定による指定を受けようとする者は、本補助金の指定を受けようとする年度に行う対象労働者の大量雇用に係る雇用計画を作成し、鳥取市大量雇用創出補助金事業計画指定申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業所の概要を明らかにした書面及び図面
- (2) 定款及び登記事項証明書
- (3) 決算書（最新決算年度分）
- (4) 鳥取市情報通信関連企業立地促進補助金補助対象企業指定通知書の写し
- (5) 雇用保険事業所別被保険者台帳
(新規立地の場合は申請時、既存企業は前年度末時点のもの)
- (6) 市税等納付状況確認同意書（様式第1号の2）
- (7) その他市長が必要と認める書類

- 3 市長は、前項の規定による申請について、内容が適正なものであると認められるときは、第1項の規定による指定をし、その旨を鳥取市大量雇用創出補助金事業計画指定通知書（様式第2号）により申請事業者に通知するものとする。

- 4 第1項の規定による指定を受けた者は、当該指定に係る事業計画を図らなければならない。

- 5 市長は、第1項の規定による指定に係る事業計画が著しく図られていない場合は、その指定を取り消し、その者に通知するものとする。

（補助対象事業計画の指定辞退の届出等）

- 第7条 前条第1項の規定による指定を受けた者は、当該指定を受けた事業計画を中止し、又は廃止したときは、速やかにその旨を鳥取市大量雇用創出補助金事業計画指定辞退届（様式第3号）に、鳥取市大量雇用創出補助金事業計画指定通知書の写しを添付の上、市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、指定を取り消し、その者に通知するものとする。

- 3 前条第1項の規定による指定を受けた者が、次の各号のいずれかの変更を行う場合は、速やかに、鳥取市大量雇用創出補助金事業計画指定変更承認申請書（様式第4号）に、鳥取市大量雇用創出補助金事業計画指定通知書の写しを添付の上、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）
- (2) 雇用計画の変更

- 4 市長は、前項の規定による鳥取市大量雇用創出補助金事業計画指定変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、鳥取市大量雇用創出補助金事業計画指定変更承認通知書（様式第5号）に記載した指定の内容を変更したときは、鳥取市大量雇用創出補

助金事業計画指定変更承認通知書により、当該企業に通知するものとする。

(補助金の額等)

第8条 本補助金の交付額は対象労働者数1人につき20万円とし、予算の範囲内で交付する。ただし、6,000万円を限度額とする。

(交付申請時期)

第9条 本補助金の申請は、対象労働者の雇い入れの日から起算して、1年経過した日から6か月までの間とし、各年度の5月、8月、11月又は2月のいずれかの月に行うものとする。

(補助金の交付申請)

第10条 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号、第2号及び第4号に掲げる書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1) 対象労働者に係る次のアからエまでに掲げる書類

ア 鳥取市大量雇用創出概要書(様式第6号)

イ 鳥取市大量雇用創出補助金対象労働者個別表(様式第7号)

ウ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し

エ 勤務時間、勤務場所(所属)、勤務内容、賃金の額、手当等の種類、雇入れ年月日等が明らかになる採用時からの労働条件を明示した雇入れ通知書又は雇用契約書の写し

オ 支払われた賃金等の額が明確に記載された賃金台帳の写し

(2) 対象労働者が雇用される事業所の就業規則

(3) 補助金交付申請時の雇用保険の被保険者である労働者名簿及び公共職業安定所が発行する事業所別被保険者台帳

(4) 対象労働者の雇い入れの日の前日から起算して1年を経過した日から補助金申請日までの間に、対象労働者を雇い入れた事業所を離職した雇用保険の被保険者である労働者の氏名、離職年月日、離職理由が明らかにされた労働者名簿の写し。ただし、既に提出している場合にあつては、その後変動のあったときは、当該変更に係るものに限る。

(5) 市税等納付状況確認同意書(様式第1号の2)

(6) 前各号の他市長が必要と認める書類

2 本補助金の交付の申請をしようとする事業者は、社会保険労務士等を選任し、本補助金の申請書の作成及び申請の手続を代わって行わせることができるものとする。

(着手届を要しない場合)

第11条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(実績報告)

第12条 本補助金は、規則第12条ただし書の市長が指定する補助事業として、実績報告を要しないものとする。

(雇用の継続)

第13条 本補助金の交付を受けた者は、対象労働者を雇い入れた日から起算し、1年6か月を経過する日までの間は当該対象労働者を解雇してはならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、経済観光部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年3月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の鳥取市大量雇用創出補助金要綱第6条第1項の規定に基づき補助対象企業の指定を受けた企業については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年6月25日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の鳥取市大量雇用創出補助金要綱第6条第1項の規定に基づき補助対象企業の指定を受けた企業については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の鳥取市大量雇用創出補助金要綱第6条第1項の規定に基づき補助対象企業の指定を受けた企業については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の鳥取市大量雇用創出補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定に基づき補助対象事業計画の指定を受けた企業については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の鳥取市大量雇用創出補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定に基づき補助対象事業計画の指定を受けた企業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する

- 2 この要綱による改正前の鳥取市大量雇用創出補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定に基づき補助対象事業計画の指定を受けた企業については、なお従前の例による。ただし、改正後の要綱第 10 条の適用は、この要綱の施行の際、現に改正前の要綱により指定を受けている企業についても同様とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の鳥取市大量雇用創出補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定に基づき補助対象事業計画の指定を受けた企業については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の鳥取市大量雇用創出補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定に基づき補助対象事業計画の指定を受けた企業については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の鳥取市大量雇用創出補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき補助対象事業計画の指定を受けた企業については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の鳥取市大量雇用創出補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき補助対象事業計画の指定を受けた企業については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の鳥取市大量雇用創出補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき補助対象事業計画の指定を受けた企業については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の鳥取市大量雇用創出補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき補助対象事業計画の指定を受けた企業については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の鳥取市大量雇用創出補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき補助対象事業計画の指定を受けた企業については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の鳥取市大量雇用創出補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき補助対象事業計画の指定を受けた企業については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の鳥取市大量雇用創出補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき補助対象事業計画の指定を受けた企業については、なお従前の例による。